

第3章 景観まちづくりの推進方策

1. 景観まちづくりの進め方

市民一人ひとりが景観まちづくりについて意識し、積極的に関わることで、市内の隅々まで目が行き渡り、効果的な景観まちづくりがなされます。

景観まちづくりについて共通認識を持ち、一人ひとりが積極的にその取組みを行っていくことが重要です。

2. 市民、事業者、行政の役割と連携

市民、事業者、行政が、積極的に関わり、役割を果たしていくことが大切になります。

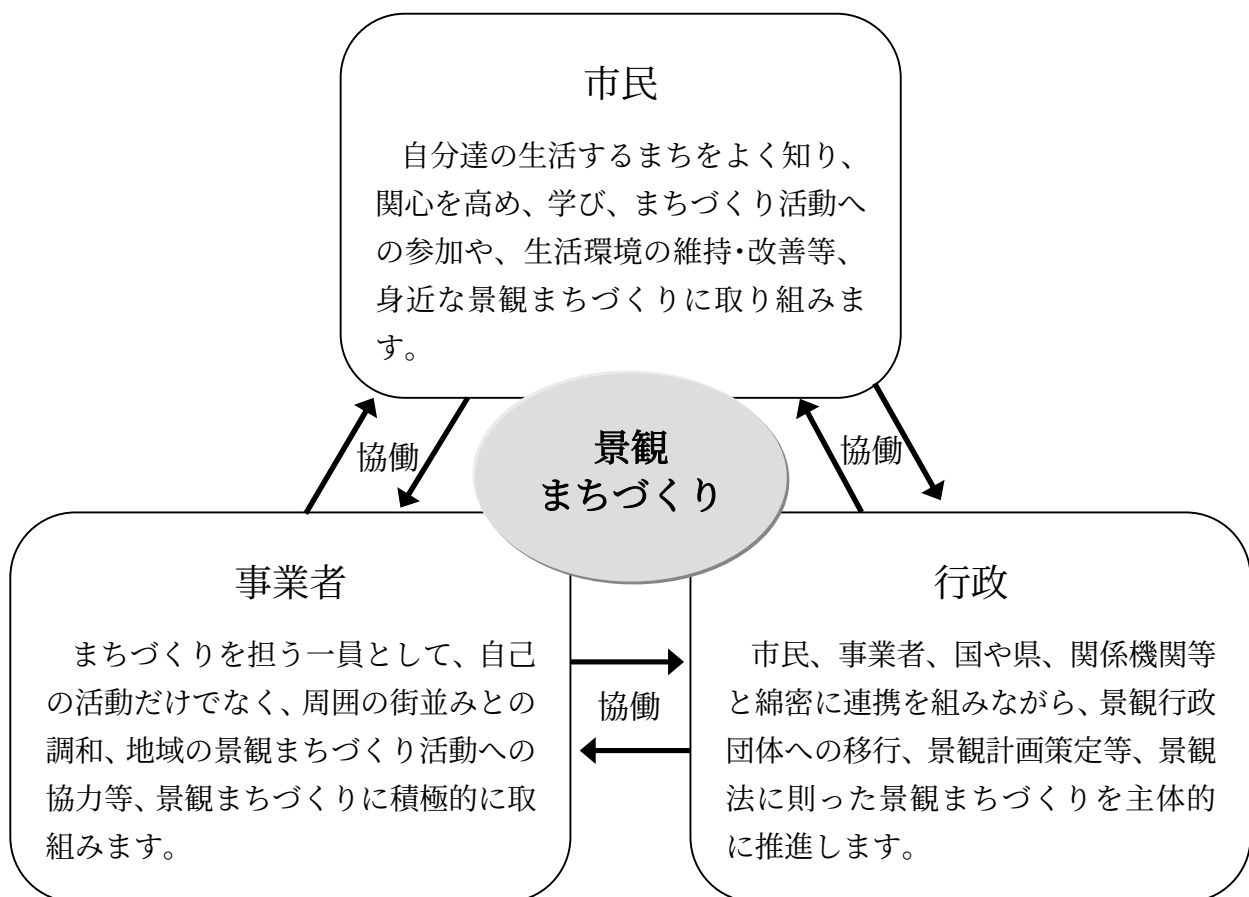
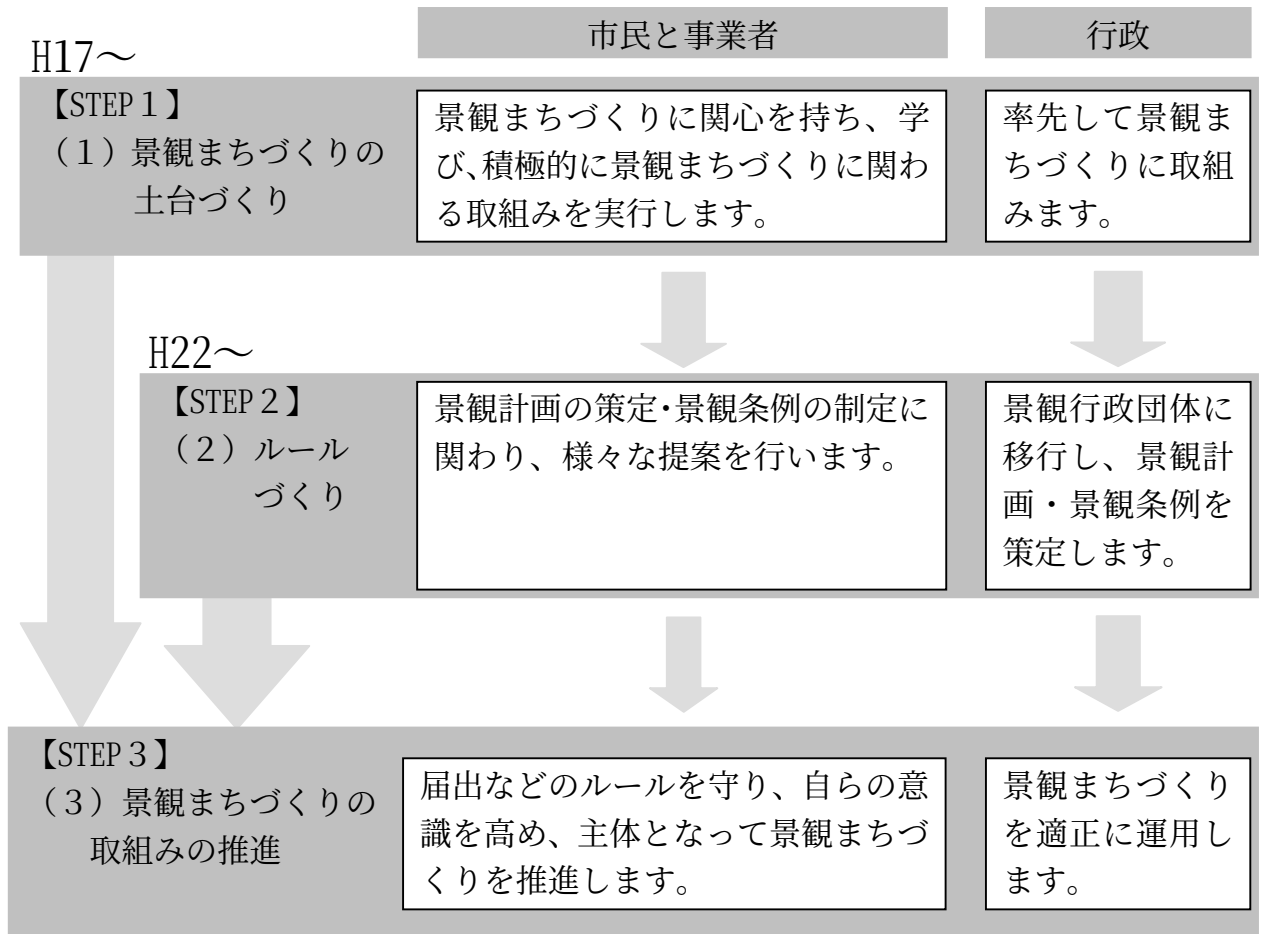


図 市民、事業者、行政の役割

3. 景観まちづくりの推進体制

市民、事業者、行政が、積極的に景観まちづくりに取り組み、それぞれの役割を果たします。



【STEP 1】**(1) 景観まちづくりの土台づくり**

景観まちづくりに関心を持ち、本市の景観の未来像を皆で共有するために学び、実践に移すため、景観まちづくりの土台を整えます。

① 市民の取組み

- ・地区の清掃美化・花植活動やボランティア等への参加により、良好な景観の保全に努めます。
- ・保全樹木等補助金制度や生垣設置奨励制度等を利用して、緑地の保全と緑化を推進します。
- ・地区計画等を活用し、良好な市街地の整備及び保全を図ります。

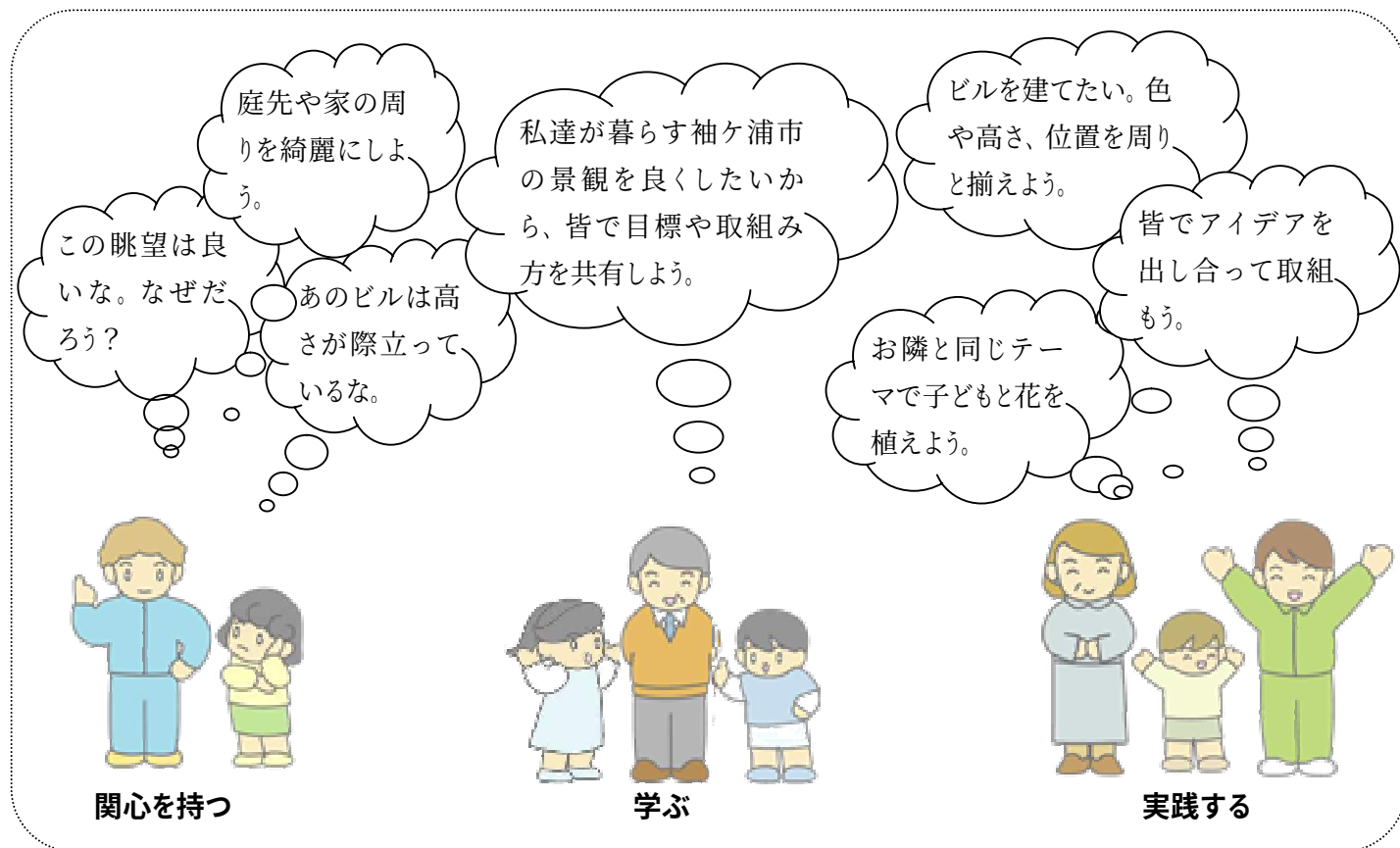
② 事業者の取組み

- ・建築物等を建設する場合は、周辺の環境と調和する良好な景観形成に努めます。
- ・開発や事業所等の建設において、緑の保全と緑化を図ります。

③ 行政の取組み

- ・出前講座等により景観についての意識啓発を図り、景観まちづくりに関わる「人づくり」を行います。(都市計画課)
- ・千葉県屋外広告物条例により、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害の防止に努めます。(都市計画課)
- ・緑地保全制度の周知と運用を推進します。(環境管理課)
- ・農業環境の整備を促進し、農村の景観を保全します。(農林土木課、経済振興課)
- ・田園景観の維持保全とともに、農村公園や広域農道における景観事業を促進します。(農林土木課)

市民・事業者



行政

- ・ 景観まちづくり活動を行っている方の紹介やイベント等を通して、景観まちづくりの意識啓発を図ります。
- ・ 講座の開設などにより、景観まちづくりについて学習する機会を設けます。
- ・ 景観まちづくりを推進するため、地域活動への支援を行います。
- ・ 関連事業の調整や、関係団体と連携をとり景観まちづくりを進めます。

図：土台づくりのイメージ

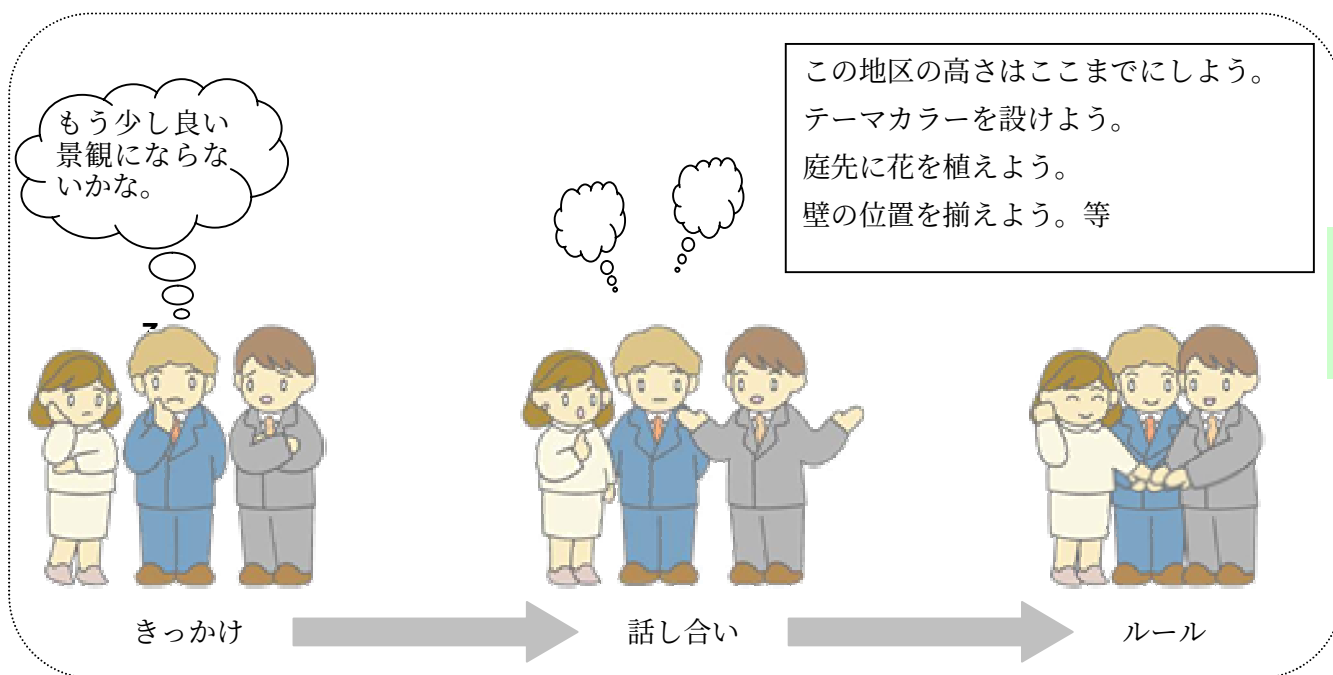
【STEP 2】

(2) ルールづくり

千葉県と協議の上、景観行政団体に移行します。また、景観法に基づく景観計画及び、景観条例を策定し、景観まちづくりの具体的なルールづくりを行います。

① 市民の取組み

- ・ 景観計画等のルールづくりの場に積極的に参加し、様々な提案を行います。
- ・ 景観計画のルールと合わせて、自分達の地域に適したルールづくりを検討します。



図：ルールづくりのイメージ

② 事業者の取組み

- ・ 景観計画等のルールづくりの場に積極的に参加し、様々な提案を行います。
- ・ 新たに市街地整備等を行う場合、景観形成の重点地区の指定や地区計画等の活用について検討します。

③ 行政の取組み

- ・ 景観行政団体に移行し、市民、事業者の意見を聞きながら、景観計画と景観条例を策定します。(都市計画課)
- ・ 景観まちづくりの取組みへの支援、表彰等により、ルールづくりに向け意識の啓発を図ります。(都市計画課)
- ・ 景観に関するガイドラインや手引きを作成し、市民や事業者計画の周知を図り、協力をお願いします。(都市計画課)

※景観計画の概要

○景観計画の基本的な考え方

- ・ 良好な景観まちづくりを図るために、景観に関する様々な方針及び、具体的な制限事項等を一体として定めるものです。

○景観計画で定める事項

- ・ 景観計画の対象となる区域
- ・ 良好な景観まちづくりに関する方針
- ・ 良好な景観まちづくりのための行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準
- ・ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 等

必須事項

選択事項

【STEP 3】

(3) 景観計画実現のための取組みの推進

景観計画実現のため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、主体的に景観まちづくりに取り組みます。

① 市民の取組み

- ・ 景観に関する届出などのルールを守り、制度を正しく活用します。
- ・ 市の総合的な景観まちづくりに参画します。
- ・ 景観まちづくりの輪を広げ、景観についての取組みを推進します。

② 事業者の取組み

- ・ 景観に関する届出などのルールを守り、制度を正しく活用します。
- ・ 景観計画及びガイドラインに従い、周辺の環境と景観形成に配慮した計画とします。
- ・ 景観条例を尊重し、良好な景観づくりに取り組みます。

③ 行政の取組み

- ・ 景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を促進します。(都市計画課)
- ・ 関係各課、関係団体等と連携し、景観計画の円滑な運用を図ります。(都市計画課)
- ・ 景観行政を推進させるため、景観施策についての普及啓発を行います。(都市計画課)
- ・ 景観まちづくりの熟度に応じて、景観計画等の見直しを行います。(都市計画課)
- ・ 景観まちづくりについて、住民や開発事業者等の積極的な取組みを促していきます。(都市計画課)
- ・ 新たに市街地が形成される地区を景観形成の重点地区とし、先導的に景観まちづくりを進めます。(都市計画課、都市整備課)
- ・ 公共施設を整備する場合は、基本計画に基づき周辺の景観に配慮します。(都市整備課、土木建設課、営繕課、農林土木課)

4. 主体的な取組み

本市には、景観まちづくりに関連する様々な計画や事業があります。これらを主体的な取組みとして連携を図り、景観まちづくりの推進を図ることが重要です。

☐ 内は、景観まちづくりとの関わりを示します。

(1) 市民主体による取組み

① 基本方針1－行動・取組みに関すること

○違反広告物除却活動推進団体制度（ボランティア、都市計画課）

屋外広告物法第7条第4項の規定による違反広告物の除却について、市民と行政が協働して行い、良好な景観の形成と風致の維持を図ります。

市内の良好な街並みの形成を図ると同時に、市民と行政とで協働して行うことで、互いの交流の場として、景観まちづくりに係る意識啓発・学習の場・情報交換の場の一つとなります。

○空き缶ポイ捨て防止事業（環境管理課）

空き缶等のポイ捨て禁止啓発活動を通じて、モラルの向上を図り、美観の保護、美しいまちづくりを目指します。

身近な活動を通した景観まちづくりの意識啓発を図ります。

○一斉清掃事業（自治会等住民団体、環境管理課）

地域の環境美化を目的として、年2回、自治会等の協力を得て、市内一斉清掃を実施しています。地域のふれあいを通じて、ゴミの無い住環境の整備及び住民の美化意識の高揚を図ります。

身近な活動に取組み、自分達も景観まちづくりを実践している一人として認識することを通して、景観まちづくりの意識啓発を図ります。

② 基本方針2－歴史・自然により形成された景観の保全に関すること

○保存樹木等助成金制度（環境管理課）

市内に残された自然的、歴史的景観を残すため、幹周りが1.5m以上、高さが1.5m以上で樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成しています。（「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」の規定により指定した保存樹木等）

市内の貴重な樹木の維持管理により、良好な景観の保全を図ります。

○蔵波小鳥の森管理事業（環境管理課）

市街地に残された貴重な自然を残すための一手段として、長浦駅南口駅前広場に隣接した高台に、自然林を保存しながら木々を植栽し、小鳥達のために水飲み場、砂遊び場、巣箱、餌台を設けた「蔵波小鳥の森」を設置しています。（「袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」）

地域住民とともに、自然環境を保全します。自然と触れ合うことのできる環境を整備し、景観に関する学びの場を活用します。

○椎の森自然環境保全緑地整備事業（ボランティア、環境管理課）

椎の森工業団地内の自然環境保全緑地（約20ha）を、市民が小動物や昆虫等と触れ合い、自然観察等の体験が出来るように、市民ボランティアとともに整備を進めています。（「袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」）

現在、定期的の下草刈りや、散策路の整備、湿地・水路の整備、不法投棄物の撤去などを行っています。

自然環境を保全しつつ、里山の自然と触れ合える場として生態系にも配慮した景観まちづくりを推進します。

③ 基本方針3－市の特徴を活かした景観づくりに関すること

○花いっぱい事業（ボランティア、環境管理課）

鉄道駅や、市内目抜き通り等に、ボランティアにより四季折々の草花を植栽しています。

花株を育て、美化推進に協力する旨の申込みのあった団体に、花株を配布し、地域の環境美化を図っています。

市街地に設置されたフラワーポットに草花を植栽することによって、市街地に潤いと華やかさを創出しています。また、景観まちづくりに関わる活動を実践する場の一つとなっています。

○生垣設置奨励補助金制度（環境管理課）

住宅地等の緑化推進を奨励するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の防止を図るため、新しく生垣を作る住民に対し、その費用の一部を助成しています。

生垣設置の奨励を通し、住宅地の緑化推進を図ります。また、緑の創出を図るだけでなく、屋敷林や生垣を持つ古くからの住宅や、既往の樹木等との調和を図ります。

○袖ヶ浦市観光振興事業補助事業

（大空に鯉のぼりをあげる会、経済振興課）

地域の住民が中心となり、「大空に鯉のぼりをあげる会」を結成しました。毎年4月末～5月初旬にかけて、横田の中川橋付近に約250匹の鯉のぼりを掲揚しています。

市独自の景観であり、またその季節特有の景観を作り出すための一助とします。

○農地・水・環境保全向上対策活動支援事業

（市内11地区地元活動組織、農林土木課）

農村における農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として今まで農業者中心に行ってきた保全管理を、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体が幅広く参加することで、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ります。

草刈や側溝清掃等の保全活動に加え、農業用施設を長持ちさせるようなきめ細やかな手入れを行います。さらに、農村の自然や景観等を守るため、花の植栽等の地域協働活動を促します。

農地、水を軸とした景観まちづくりにより、田園や農道、水路等の景観を維持向上させます。

○田園空間施設維持管理事業

(広域農道沿いの地区住民、農林土木課)

地域の魅力ある田園空間を創出することを目的とし、広域農道沿いの7地区(神納～岩井)にコスモス等の植栽を年2回(春・秋)実施しています。

地域の魅力ある田園空間を創出することにより、本市を代表する景観づくりを推進します。

④ 基本方針4ー景観まちづくりの学習に関すること

○袖ヶ浦市観光協会観光写真コンクール

(袖ヶ浦市観光協会、経済振興課)

隔年で、市内における自然文化等の観光資源等を被写体とした観光宣伝に効果のある作品を募集しています。

入賞作品については、観光ガイドマップ、ホームページ等に掲載し、各種観光宣伝に活用しています。

市の「良い景観」に興味を持つきっかけとして、景観まちづくりに関わる意識啓発を図ります。

(2) 事業者による取組み

① 基本方針1－行動・取組みに関すること

○臨海地区清掃事業（臨海地区の企業、環境管理課）

臨海地区の企業の協力を得て、年4回、臨海地区の散乱ゴミの収集を実施し、環境美化の推進を図っています。

事業者の協力の元、臨海地区の清掃を行い、地域の環境美化により、企業等との協働による景観まちづくりを推進します。

② 基本方針2－歴史・自然により形成された景観の保全に関すること

○緑地保全協定（環境管理課）

一定規模以上の開発や事業所の建設時（主に工場）に、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」に基づき、敷地の20%程度の緑化をお願いしています。

※実績（平成21年3月時点）

○三者協定（県・市・事業者）…71事業所（156.8ha）

○二者協定（市・事業者）…114事業所（26.1ha）

事業者への協力をお願いし、緑の保全と、緑の創出を図ります。

○特定地域景観形成作物推進事業（農家、経済振興課）

東京ドイツ村で開催される市民ふれあい夏まつりに合わせて、その周辺の圃場にヒマワリ等の作付けをお願いしています。

市民ふれあい夏まつりの花火と合わせて、本市に暮らす方々の「夏の風物詩」として親しまれる景観の創出を図ります。

③ 基本方針3－市の特徴を活かした景観づくりに関すること

○袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業（土地区画整理組合、都市整備課）

東京湾アクアライン等広域幹線道路と鉄道を結ぶ交通の結節性及び拠点性を活かして、袖ヶ浦駅周辺を地域の生活拠点として市街地形成を目指します。

景観に配慮したシンボル道路や市街地等の整備により、地域の生活拠点としての景観まちづくりを推進します。

また、市街地整備においては、景観形成の重点地区、地区計画等によるルールづくりを検討します。

(3) 行政による取組み

① 基本方針1－行動・取組みに関すること

- 市民及び事業者等が主体となる取組みを維持推進させます。
(都市計画課、環境管理課)

② 基本方針2－歴史・自然により形成された景観の保全に関すること

- 文化財保護事業（生涯学習課）
開発事業や日常生活の都市化の影響により、文化財はしだいに失われていく傾向にあります。そのため、文化財を正しく理解し、地域ぐるみの文化財保護を進めていくことが重要な課題となっています。
国指定文化財「上総掘りの技術」、千葉県指定文化財「坂戸神社の森」及び、袖ヶ浦市指定文化財「飽富神社及び東照宮」などの、文化財の保護と活用を図り、市民の文化意識の向上に努めます。

市の歴史と文化を継承し、景観まちづくりを次世代につなげます。

③ 基本方針3－市の特徴を活かした景観づくりに関すること

- 袖ヶ浦駅前線電線共同溝整備事業（土木建設課）
市道袖ヶ浦駅前線において、電線類を地中化し無電柱化することにより、安全で快適な歩行空間の創出や美しい都市景観を創出するため電線共同溝整備を実施します。

駅前線の整備においては、歩道のバリアフリー化、無電柱化や植栽等により、シンボル道路としてふさわしい景観形成を図ります。

- 長浦駅整備（JR、土木建設課）
駅舎のバリアフリー化及び利用者の利便性向上を図るため、付帯施設を含めた駅舎の改修を推進します。

長浦駅周辺において、地域の生活拠点としてふさわしい景観形成を図ります。

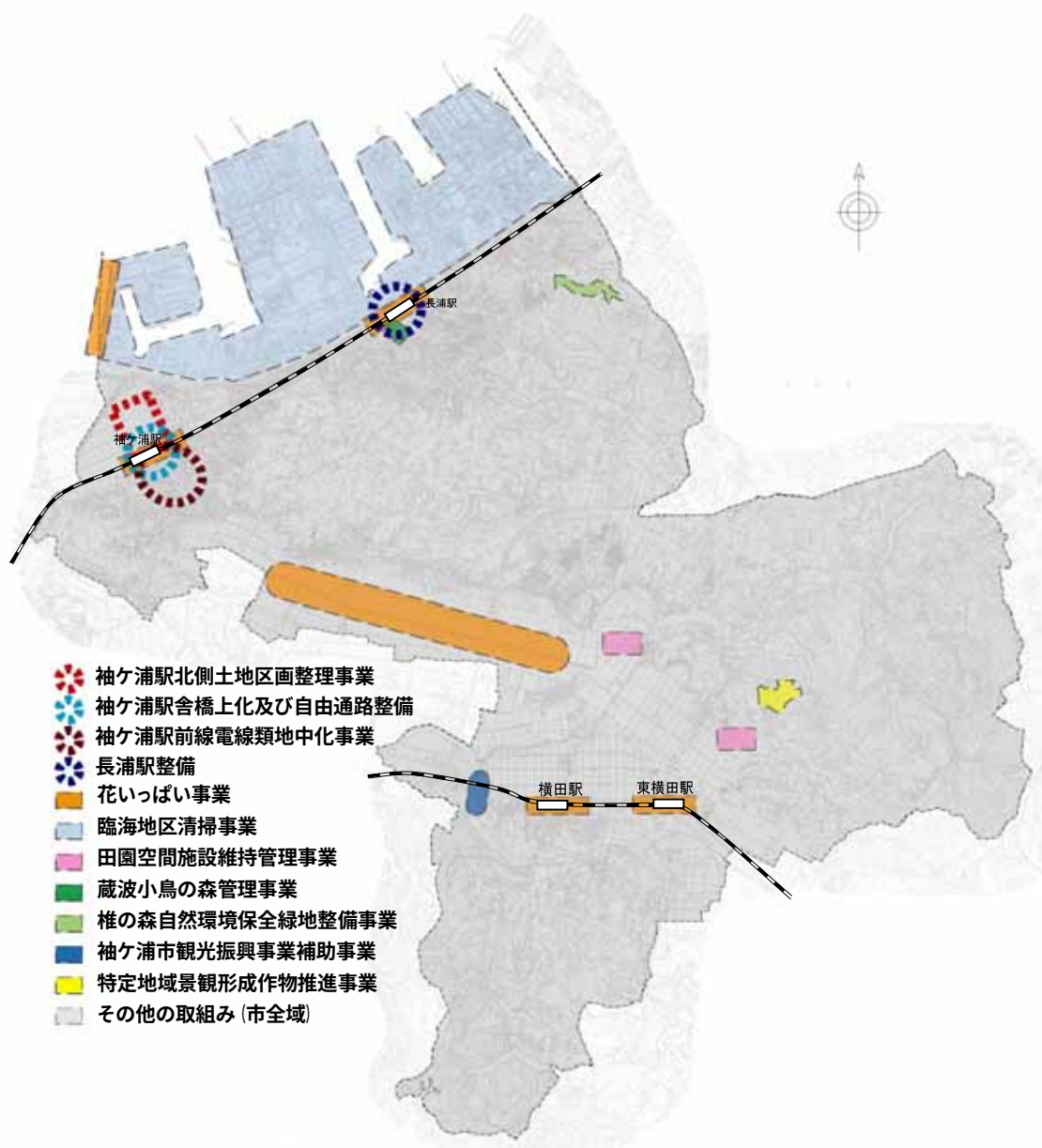
- 袖ヶ浦駅舎橋上化及び自由通路整備（JR、企画課、土木建設課）
利用者の利便性向上と駅南北の交流をはかり、南北一体のまちづくりを推進するため、バリアフリーに対応した駅舎改修と、自由通路の整備を推進します。

袖ヶ浦駅南北の一体化により、昭和地域の生活拠点としてふさわしい景観形成を図ります。

④ 基本方針4ー景観まちづくりの学習に関すること

○出前講座等（生涯学習課、都市計画課）

市民団体等への出前講座や景観に関するシンポジウム等により景観まちづくりについて市民へ普及啓発します。



[重点的な取組み等の位置図]

景観コラム

本市の景観まちづくりに関する取り組みを紹介します。

■市民主体の景観まちづくりに関する取り組み

違反広告物除却活動推進団体制度 (都市計画課)

まちの美観を損ねる道路上の「はり紙」「はり札」「立看板」などの違反広告物を除却することによって、良好な景観形成と風致の維持を図る制度です。

平成 20 年度には、5 団体 63 名の方によって 713 枚の違反広告物を除却しました。平成 21 年度から新たに 3 団体 11 名の方に団体登録をいただくなど、着実に活動の輪が広がっています。



違反広告物の除却活動の様子

田園空間施設維持管理事業 (農林土木課)

地元住民やボランティアの方々が、地域を魅力あるまちにしようと、広域農道沿いで除草作業や季節に応じた花の植栽活動を行っています。

春にはポピーが、秋にはコスモスが咲き誇り、地域の景観にやすらぎを与えています。

また、除草作業や花の植栽活動は、景観の創出だけでなく、人と人をつなぐ交流の場となっています。



広域農道沿いに植栽されたコスモス

椎の森自然環境保全緑地整備事業 (環境管理課)

椎の森自然環境保全緑地「しいのもり」を、多様な生物の生息・生育環境を保全・創出する区域として、市民が小動物や昆虫などと触れ合い、散策や自然観察等の体験を通して自然を学べるよう、ボランティアと協働で整備を進めています。

残された豊かな自然環境を受け継ぐとともに、人と自然が調和し、共存できる場を目指します。



「しいのもり」での散策会の様子

ここでは、他自治体の景観まちづくりに関する取り組みを紹介します。

■市民主体の景観まちづくりに関する取り組み

三軒協定 （参考：埼玉県戸田市都市景観条例より）

「三軒協定」とは、コミュニティによる景観形成、ガーデンシティの実現のため、3軒以上の連続した方々がガーデニング等、花、緑、外構等の景観に配慮した場合、その地区を行政が認定し、支援する制度です。

市民が直ぐに、継続的に取り組むことが可能な活動として取り入れられ、宅地周囲の緑化や壁面の修景効果があります。



植栽を統一した住宅地

※写真：戸田市 HP より

協働による元気な里川づくり推進事業

茨城県常陸太田市の最北端に位置する里川町会では、国土交通省のコミュニティ創生支援モデル事業「新たな公」に応募し、集落再生のための事業に取り組みました。

その取り組みの一つとして、ボランティアによる里山の管理や、小川沿いの遊歩道整備、桜や紅葉の植栽を行い、集落の新たなランドマークを創生するなどの取り組みを行っています。

行政がボランティアを集う支援を行いながら、町会が主体となって事業を推進しています。



旧道の刈り払いを行う様子

■市民との連携で行う景観まちづくりに関する取り組み

「里親」制度 （参考：埼玉県より）

道路や河川、公園等の一定の公共施設等を「子ども」に見立て、市民などがその「里親」となって、「養子」であるこれらの公共施設等の清掃美化、緑の維持管理活動を行い、行政がこれを支援する活動です。

埼玉県では、住民団体、学校、企業などの規定人数以上の団体が、県や市町村とパートナーとなり、「道路の里親」となって、道路や河川敷の清掃美化活動に取り組んでいます。また、河川愛護意識の一層の高揚と、良好な河川環境の維持・保全に資することを目的として、平成17年度から全ての県管理河川で「水辺の里親」の募集を行っています。

参加団体に対し、県は軍手、ビニール袋、タオルの支給、ボランティア保険の加入、市町村は収集したゴミの処分等の活動支援を行なっています。



道路の一斉清掃を行う様子

※写真：埼玉県 HP より

■市全体で行う景観まちづくりに関する取組み

景観大賞

(参考：神奈川県秦野市 秦野市景観まちづくり条例 「ふるさと秦野生活美観表彰」より)

秦野市「ふるさと秦野生活美観表彰」では、景観まちづくりに貢献したと認められる個人又は団体、もしくは景観まちづくりに寄与している建築物等及び屋外広告物のうち、特に優れているもの、やさしさや潤いを感じられるものについて、その所有者や設計者等に対して行う表彰制度です。毎回、テーマを設定し、表彰を行っています。



玄関スペースの演出

(第1回表彰事例)

※写真：秦野市 HP より

「日々の生活の中で市民一人ひとりが、身近なところから生活の仕方を改善したり、景観に配慮することによって、より美しい生活環境、景観を実現していこうとする考え方とそれにより創られる景観の姿が大切である」という市民の提案を基に、それを「生活美観」と定義しています。

ふるさと秦野生活美観表彰は、住民も投票に参加し、「公共性」、「管理の継続性」、「色彩」「周辺景観との調和」、「空間づくり」、「周辺への波及効果」等のポイントも重視され選定されます。

その他にも秦野市では、『ふるさと秦野景観 100 選』の発行や、夜間景観への取り組みなども積極的に行われています。